

新潟県民会館ギャラリー空き日利用免除使用料
(3か月前からのお申込み)

区 分 (9:00~17:00)			1区画当り
入場料を 徴収しない場合	ギャラリーA (12区画)	準備	¥1,196
		本番	¥1,708
	ギャラリーB (8区画)	準備	¥1,196
		本番	¥1,708
入場料が 1,000円 以下の場合	ギャラリーA (12区画)	準備	¥1,196
		本番	¥2,688
	ギャラリーB (8区画)	準備	¥1,196
		本番	¥2,688
入場料が 1,001円 以上の場合	ギャラリーA (12区画)	準備	¥1,196
		本番	¥3,486
	ギャラリーB (8区画)	準備	¥1,196
		本番	¥3,486

新潟県民会館ギャラリー冬季(1月~3月)利用免除使用料

区 分 (9:00~17:00)			1区画当り
入場料を 徴収しない場合	ギャラリーA (12区画)	準備	¥1,366
		本番	¥1,952
	ギャラリーB (8区画)	準備	¥1,366
		本番	¥1,952
入場料が 1,000円 以下の場合	ギャラリーA (12区画)	準備	¥1,366
		本番	¥3,072
	ギャラリーB (8区画)	準備	¥1,366
		本番	¥3,072
入場料が 1,001円 以上の場合	ギャラリーA (12区画)	準備	¥1,366
		本番	¥3,984
	ギャラリーB (8区画)	準備	¥1,366
		本番	¥3,984

- (注) 1 施設使用料及びギャラリー附属設備使用料は、午前9時から午後5時までを1回とし、その他附属設備使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定します。
 2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
 3 施設使用料について、使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。また、準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
 4 使用予定日が使用申込日から3か月以内の場合は、施設使用料の70%に相当する額とします。
 5 使用予定日が使用申込日が冬季(1月~3月)の場合は、施設使用料の80%に相当する額とします。ただし、4(空き日利用免除)に該当する場合は適用しません。
 6 使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

〔施設及び附属設備は、改修や設備更新等により変更することがあります。詳しくは係員におたずね下さい。〕